

## 盛岡市病院事業会計に係る貸借対照表の修正について

平成 16 年 2 月 23 日

保健福祉部市立病院

市立病院移転新築時に取得した固定資産については、地方公営企業法施行規則第 8 条第 4 項の規定を適用し、一般会計からの負担金を取得価額から控除し、減価償却を行っているところでございます。

一般会計からの負担金は、固定資産除却時の補てん財源とするため、「剰余金」として経理すべきところを誤って「自己資本金」に計上していたもので、今回修正しようとするものであります。

なお、過年度分の負担金については、貸借対照表の「剰余金」に新たに「他会計負担金」の科目を設定し、「自己資本金」から負担金を控除し、同額を「他会計負担金」として修正しようとするものであります。

(単位：円)

年 度	負担金計	病院建物分	保育園分	器械備品分
平成 1 1 年度	0	0	0	0
平成 1 2 年度	212,101,002	0	0	212,101,002
平成 1 3 年度	212,879,184	0	778.182	212,101,002
平成 1 4 年度	227,411,272	13,729,308	1,580,962	212,101,002
合 計	652,391,458	13,729,308	2,359,144	636,303,006